

令和元年6月26日(水)
障害者総合支援給付担当者研修会

5 過誤申立について

鹿児島県国民健康保険団体連合会
介護保険課



1

過誤とは

事業所に対する請求確定額に変更が生じたときに行う
請求漏れ、請求誤り、指導監査などによる請求実績取下げ、本来請求不要な明細書の請求を行っていた場合に必要

【事業所】

過誤調整依頼書を該当市町村に提出

【市町村】

事業所からの依頼書を基に、連合会へ過誤申立情報を送付
(毎月3日まで)

※保険者エントリー機能による作成も可能

2

【過誤の種類】

同月過誤

※事業所からの再請求が必要な場合は同月過誤で行うようにしてください!!!

- 毎月3日締切、事業所からの請求締切日である10日の翌日、11日に点検
- 過誤申立と同月に、**事業所からの再請求**が必要
- 過誤申立と同月に再請求があるため、当初確定額との差額のみ(少ない金額での)調整が可能

通常過誤

- 事業所から再請求がない場合は、通常過誤となる
- 当初確定額が全額、過誤申立月の請求額の中から差し引かれる(事業所への支払いがその分少なくなる)

3

【同月過誤の事例】

処理月	5月	6月	7月	8月
請求額	4月サービス分の請求 Aさん 70万 Bさん 30万 Cさん 50万 計 150万	5月サービス分の請求 Aさん 50万 Bさん 40万 Cさん 15万 Dさん 45万 計 150万	6月サービス分の請求 Aさん 70万 Bさん 60万 Cさん 80万 Dさん 40万 計 250万...① 4月サービス分の過誤分の再請求 Aさん50万...② ①+② 合計 300万	
過誤額			Aさんの4月サービス分70万円の請求を過誤...③	
支払額		150万 (4月サービス分の支払)	150万 (5月サービス分の支払)	230万 = 300万 - 70万 (①+②-③)

・過誤完了まで2か月
・通常過誤の場合、8月支払時には180万円(250万-70万)となってしまう

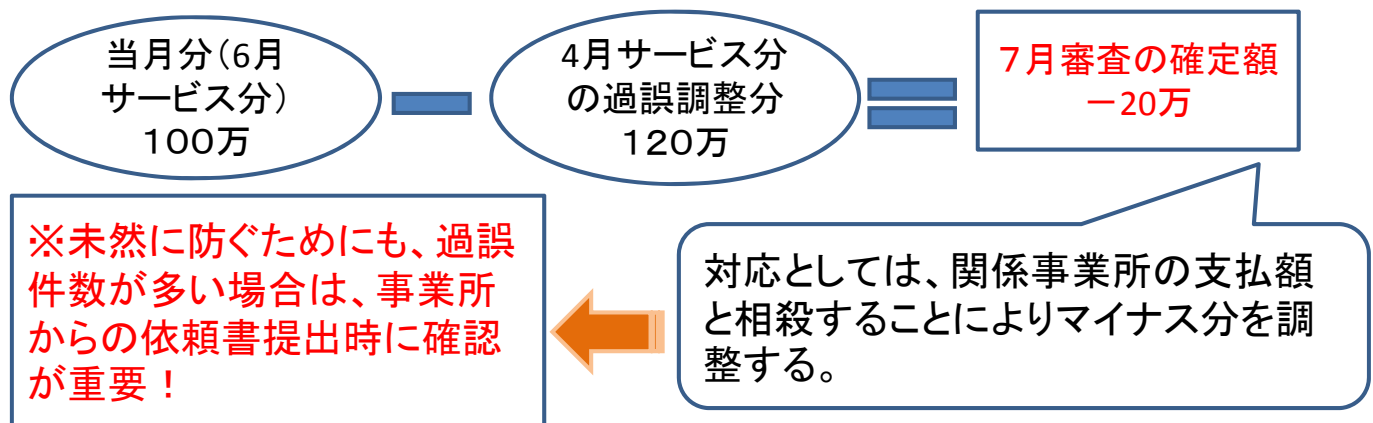
4

【過誤申立時の注意点】

◎ 過誤件数が多い場合、当月分の請求額を把握すること！！

- 『当月分の請求額』 < 『過誤調整額』の場合、事業所への支払額がマイナスとなってしまふ！！

(例) 7月審査の場合



5

【まとめ】

- 過誤調整依頼書が届いたら、過誤調整と同月に、再請求もきちんと行うように事業所と連携をとってください！！

※市町村から連合会への過誤申立締切は3日、
事業所から連合会への請求締切は10日です！

- 再請求があることによって当初確定額との差額のみ調整が可能。しかし、過誤件数が多い場合は当月請求分よりも金額が上回り、支払額がマイナスになる恐れがあるため、注意が必要！！

6

【連合会において発生する 過誤申立エラー事例】

- 申立コードの誤り

→明細書の様式毎に申立コードが異なる

* 例) 共同生活援助の明細書(様式第3)を
過誤する場合 (誤)1002→(正)1102

- 実績がない明細書に対する過誤申立

* 例) **返戻された明細書**に対して過誤申立を
している場合や**サービス提供月**の誤りなど

7

【お願い】

• 過誤調整依頼書を事業所から受け付けた後は、申立コードがあっているか、該当の明細書の実績があるかどうかなどの確認をしてから、過誤申立情報を作成し、連合会へ送信してください。



誤った情報での過誤申立は、本来過誤をする必要のない実績を取り下げたしまい、事業所への支払額がその分少なくなってしまう可能性があります！！

8

台帳過誤

- 誤った受給者台帳等に基づき、事業所が支払を受けていて、再度事務点検を行いたい場合



給付実績は取下げられないため、再請求も受付できない。